

蕪 市 第 7 4 号
令和 5 年 4 月 2 6 日

地区長（組長） 各位

蕪 崎 市 長 内 藤 久 夫
(公印省略)

令和 5 年度「春の一斉清掃」の実施依頼について（依頼）

春暖の候、各位におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市環境行政にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、例年、「美しいまちづくり事業」の一環として、地区ごとに清掃活動及び泥上げ等の一斉清掃を実施し、地域の快適な生活環境づくりを推進していただいておりますが、本年度もその趣旨に賛同いただき、一斉清掃の実施をお願いいたします。

なお、実施に際しましては、新型コロナウイルスへの感染対策に十分努めていただきますとともに、下記のとおり**実施報告書の提出**にご協力をお願いいたします。

記

- ・ 報告期限 令和 5 年 7 月 3 1 日（月）
- ・ 報告方法 別紙実施報告書により報告
市民生活課生活環境担当へ直接持参または FAX、郵送

※地区役員等の切替え時期にあたり、旧地区長様に本書が送付された場合には、お手数ですが新地区長様にお渡しくくださるようお願いいたします。

お問い合わせ

蕪 崎 市 市 民 生 活 課 生 活 環 境 担 当

〒407-8501 蕪 崎 市 水 神 一 丁 目 3 番 1 号

TEL 0551-22-1111 内線 131・132

FAX 0551-23-0249

別紙 1

春の一斉清掃の実施について

1 趣 旨

環境保全を図るため、子供から高齢者まで全市民が参加し、日頃から慣れ親しみ愛着のある身近な場所の環境美化に取り組む市内一斉クリーンキャンペーンを実施し、快適な環境づくりを推進する。

※今年度におきましては、新型コロナウイルスへの感染対策として、マスクの着用、参加人数の縮小、手指消毒の徹底等にご配慮をいただいた上での実施をお願い申し上げます。

2 実 施 期 日

毎年5月下旬（ごみゼロ⇒530⇒5月30日の前後1ヶ月に実施としておりますが、地域の実情に応じ、各地区で協議のうえ可能な日に実施してください。）

3 実 施 内 容

ごみ、空き缶等の清掃活動を中心として、樹木や花などの緑化活動等、地域の実情に応じた環境美化活動とする。

4 ごみの処分方法

希望する地区に市指定ごみ袋を1地区につき可燃20枚、不燃20枚を配布しますので、韮崎市役所市民生活課生活環境担当窓口で受領してください。

(1) 可燃・不燃ごみ

市指定ごみ袋に入れ、地区内のごみステーションに出してください。

(2) 粗大ごみ

地区内の粗大ごみ収集日までステーションに保管してください。

個別の回収は実施いたしません。

(3) タイヤ・家電リサイクル品など、市では収集しないごみ

道路や公共施設などにある不法投棄物が対象となります。

※私有地の不法投棄物は、投棄した者が不明の場合、土地所有者の責任で処分することとなりますので、回収しないでください。

タイヤ等は回収せずに、場所を実績報告書にご記入ください。

別紙1裏面

泥上げについて

泥は、報告書裏面地図で示した一時置場（穴山町）に搬入できます。利用される地区は、下記の注意事項を厳守してご利用ください。

また、泥上げ時に使用する消石灰を1地区につき1袋配布しますので、希望する地区は、印鑑を持参のうえ葦崎市役所市民生活課生活環境担当窓口で受領してください。

泥置き場の注意事項

- 1 搬入期限 令和5年6月30日(金)まで
- 2 捨てることができるものは、缶・ビンなどのごみを取り除いた、水切りした泥だけです。
(缶・ビン・ごみ等は取り除き、可燃・不燃に区別し、市指定ごみ袋に入れてごみステーションに排出してください。)
- 3 運搬中、泥が道路に散乱しないよう注意をしてください。
- 4 搬入する日が決まった時点で、市民生活課生活環境担当までご連絡ください。(泥置き場の容量に限りがあるため、大まかな搬入量を把握するためです。)

「春の一斉清掃活動」実施報告書

(報告期限：令和5年7月31日)

実施日	実施場所	参加者数	活 動 内 容
月 日	() 地区	人	実施した項目に○をつけてください ・ごみ拾い ・泥上げ ・その他 () ゴミ拾いの際、ステーションで出せない不法投棄物を発見した場合は、移動せずに場所と品目を記入してください。 ・ ・

令和5年 月 日

区長

印

